

宮城県と宮城県行政書士会との包括連携協定

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県行政書士会（以下「乙」という。）とは、次のとおり行政手続に関する包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び行政サービスの向上を図ることをもって、県民の福祉増進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、相互に協力する。

- （1） 給付金及び許認可の申請手続その他各種行政手続（以下「各種行政手続」という。）の相談及び支援に関すること。
- （2） 各種行政手続のデジタル化の推進に関すること。
- （3） 災害時の各種行政手続の相談及び支援に関すること。
- （4） 前各号に掲げる事項に係る市町村支援に関すること。
- （5） その他前条の目的を達成するため、甲が必要と認める事項に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、個別具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上別途取り決めるものとする。

3 平成20年12月3日付けで宮城県と宮城県災害復興支援士業連絡会が締結した「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書」に基づき、宮城県災害対策本部が設置され、相談業務が要請された場合は、第1項第3号の事項は除外する。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報及び個人情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第6条 この協定に係る連携業務執行に費用が生じた場合、その費用負担について、乙はその都度、甲に対し業務の内容に応じて協議を求められることができる。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年5月15日

甲 宮城県知事

村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目5番22号
宮城県行政書士会
会長

佐 々 木 政 勝